

必要書類について

①ご契約のお手続きについて

- 契約時には現在ご加入の保険契約の内容を確認させていただきます。保険証券や契約書の写しなどをご準備ください。詳細は「現在ご加入の保険契約に関する申告書」でご案内しております。

②保険金のご請求について

- 保険事故発生時には改めて、現在ご加入の保険契約の内容について確認させていただくことがあります。現在ご加入の保険会社へのお問い合わせが必要となることもありますので、その際はご協力をお願いします。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

業務災害総合保険 他社の保険契約からお切替えされる場合のご注意

このご案内は、他社の損害保険にご加入のお客様が2022年7月1日以降にAIG損保の業務災害総合保険をご契約される際のご注意点を記載しております。
「現在ご加入の保険契約に関する申告書」とあわせてご確認くださいませよう願いたします。

現在ご加入の他社の損害保険が、下記 **1** のいずれかに該当する場合、かつ弊社でご契約いただく保険について、下記 **2** の条件を満たす場合、弊社の保険契約（対応する特約）は「継続契約」となります。

1	現在ご加入の他の損害保険会社の保険 ① 損害保険ジャパン株式会社 「事業活動総合保険」 ② Chubb 損害保険株式会社 「業務災害安心総合保険」 ③ スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー 「業務災害包括補償保険」
2	上記 1 の保険契約を満期日まで継続された後、その継続契約として弊社の業務災害総合保険をご契約いただく場合 ● 現在ご加入の保険契約の保険期間の満期日と、弊社との間に締結する保険契約の始期日が一致している ● 現在ご加入の保険契約と、弊社との間に締結する保険契約の補償内容が一致している（下記 3 のとおり特約が対応している） 上記 1 の保険契約を1年以上継続された後、保険期間の途中で解約し、その継続契約として弊社の業務災害総合保険をご契約いただく場合 ● 現在ご加入の保険契約の保険期間の解約日と、弊社との間に締結する保険契約の始期日が一致している ● 現在ご加入の保険契約と、弊社との間に締結する保険契約の補償内容が一致している（下記 3 のとおり特約が対応している） (※) 上記 1 の保険契約について、満期日までに解約された場合や満期日・解約日の記載に誤りがあった場合などで、満期日・解約日が弊社との間に締結する保険契約の始期日と一致しない（上記 2 に掲げる条件を満たさない）ときは、弊社の業務災害総合保険にご契約いただいても「継続契約」とはなりません。

	対象となる他の損害保険会社の保険		
	1 - ①	1 - ②	1 - ③
3 疾病入院医療保険金支払特約 病気による入院に対して、日額×入院日数を保険金として支払うもの	疾病入院医療保険金支払特約	疾病入院保険金支払特約	疾病入院医療保険金支払特約
疾病入院医療費用補償特約（拡張型） 病気による入院に対して、実際にかかった治療費用・差額ベッド代・先進医療等を受けるためにかかった費用を保険金として支払うもの	疾病入院医療費用補償特約	疾病入院治療諸費用保険金支払特約	疾病入院医療費用補償特約
疾病入院療養一時金支払特約 病気による入院に対して一時金で保険金を支払うもの	対象となる補償はありません。	疾病入院一時金支払特約	対象となる補償はありません。
がん通院治療費用支援特約（拡張型） がんによる通院に対して、実際にかかった治療費用・先進医療等を受けるためにかかった費用を保険金として支払うもの	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。
所得補償保険金支払特約 ケガ・病気による就業不能の場合に、月額×就業不能月数を保険金として支払うもの	長期障害所得補償特約	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。

ご注意 **3** の表に記載のない他の損害保険会社の特約については、対象となりません。

以下は、弊社の保険契約※が現在ご加入の他社の損害保険の「継続契約」となる場合について記載しております。

※補償内容が一致している特約

保険期間内での発病について

例 病気入院を補償する特約の場合

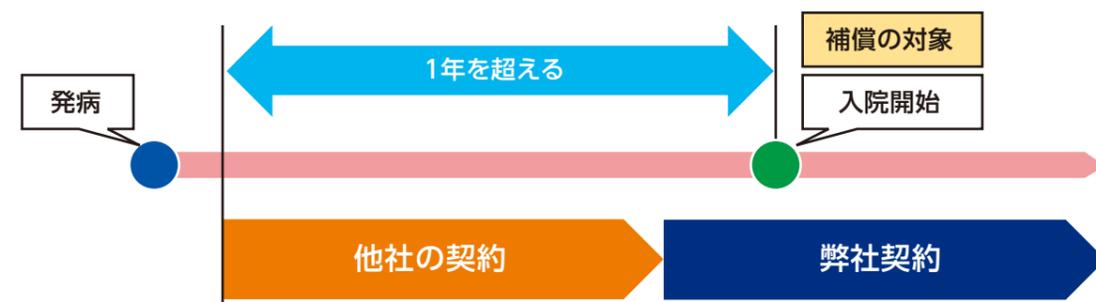


弊社の契約(補償内容が一致している特約)を継続契約とみなすため、入院は補償の対象となります。適用の条件は表面をご覧ください。

保険期間が始まる前に被っていたケガまたは病気について

<p>疾病入院医療保険金支払特約、 疾病入院医療費用補償特約(拡張型)、 疾病入院療養一時金支払特約</p>	<p>保険期間が始まる前に既に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。 ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。 (※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>
<p>所得補償保険金支払特約</p>	<p>保険期間が始まる前に既に被っていたケガまたは病気による就業不能は保険金のお支払いの対象とはなりません。 ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。 (※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>

例 病気入院を補償する特約の場合

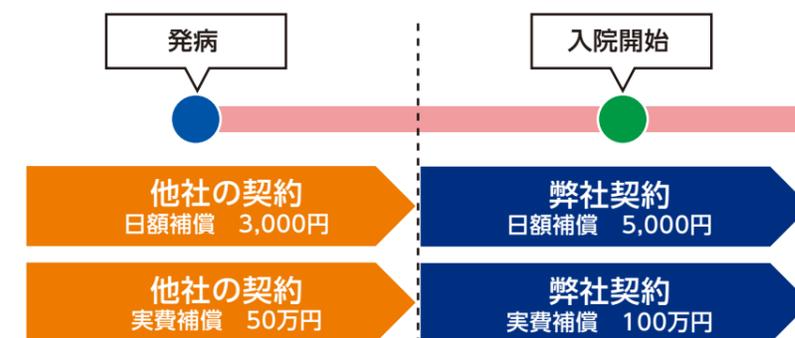


弊社の契約(補償内容が一致している特約)を継続契約とみなすため、初年度契約の保険期間開始日から1年を過ぎた日の翌日以降の入院となり、補償の対象となります。適用の条件は表面をご覧ください。

保険金の支払い額の算出について

他社のご契約からお切替えされたときに補償内容を変更された場合、他社のご契約の保険期間中に発病した病気により弊社契約にお切替え後に入院されたときは、他社契約(発病時)・弊社契約(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 他社のご契約からお切替えされたときに、日額の病気補償(弊社 疾病入院医療保険金)3,000円を5,000円に増額し、実費の入院補償(弊社 疾病入院医療費用保険金)50万円を100万円に増額した場合



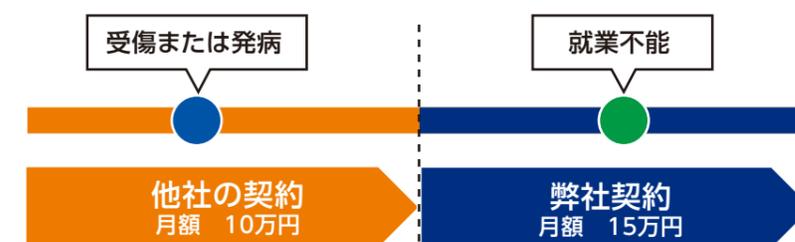
日額補償:1日につき3,000円のお支払いとなります。

実費補償:1回の入院につき50万円限度のお支払いとなります。

所得補償保険金支払特約

他社のご契約からお切替えされたときに補償内容を変更された場合で、他社のご契約の保険期間中に被ったケガまたは病気により弊社の契約にお切替え後に就業不能となったときは、他社契約(ケガまたは病気を被った時)・弊社契約(就業不能となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

例 他社からのお切り替え時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合



保険金のお支払い額は、月額10万円となります。